

第7回武豊ふれあい山車まつり「公式認定グッズ」募集要領

1. 趣旨・目的

この要領は、第7回武豊ふれあい山車まつり（以下、「山車まつり」という。）のPRおよび山車を始めとする伝統文化の普及啓発に寄与することを目的とした、「公式認定グッズ」の募集に関する事項を定める。

2. 認定グッズの要件

下記すべての要件を満たすものであること。

- ① 山車まつりをイメージしたオリジナル商品であるもの
- ② 商品と価格のバランスがとれているもの
- ③ 商標や著作権を侵害していないもの
- ④ 購入者の持ち運びなどに対し、配慮がなされているもの
- ⑤ 法令等に違反するおそれがないもの
- ⑥ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがないもの
- ⑦ 基本的人権を侵害するおそれがないもの
- ⑧ 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがないと認められるもの
- ⑨ 青少年の保護、健全育成の観点から不適切でないと認められるもの
- ⑩ 武豊町および山車まつりのイメージを損なうおそれがないと認められるもの

3. 認定料

認定料は無料とする。

4. 募集期間

令和6年4月1日（月）～6月28日（金）（郵送の場合は必着）

※直接持参する場合は役場開庁時間（8:30～17:15）内でのみ受け付ける。

5. 申込方法

申込方法：下記提出先に提出物を直接持参、又は郵送、FAX、メール

提出先：〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

第7回武豊ふれあい山車まつり実行委員会事務局

（武豊町役場企画政策課内）

提出物：様式1-1（申込み時にサンプル品がある場合は、サンプル品を添付）

※FAX、メールで申し込みをする場合において、サンプル品がある場合は別途郵送また

は持参すること。

※申込み後に取り下げる場合は、様式1-2を提出すること。

6. 問い合わせ先

第7回武豊ふれあい山車まつり実行委員会事務局（武豊町役場企画政策課内）

T E L : 0569-72-1111（内線 514）

F A X : 0569-72-1115

メール：kikaku@town.taketoyo.lg.jp

7. 認定方法

- ・山車まつり実行委員会販わい部会内にて決定する。
- ・決定後、第7回武豊ふれあい山車まつり実行委員会（以下、「主催者」という。）は公式認定グッズの申込者に対し様式2にて認定の可否を通知するほか、認定を受けた者に対しては公式認定シールを配布する。

8. 公式認定グッズの販売について

- ・公式認定グッズを販売する際は、主催者より配布された公式認定シールを、グッズ1品につき1枚貼付しなければならない。
- ・山車まつり開催当日は、山車まつり会場内に主催者が設置する「公式認定グッズ販売所（仮称）」内で販売するものとし、販売の際は、主催者が委託した販売員により金銭授受（レジ管理）を行う。
- ・販売所の商品説明のため、事業者から係員を派遣することも可能とするが、スペースの都合上人数を制限する場合がある。
- ・販売所では販売員が商品の盗難等に万全の注意を払うが、不測の事態が起こった場合でも実行委員会では責任を負わない。
- ・販売所への商品搬入などの詳細については、後日指定する。
- ・公式認定グッズの販売は、申込者の事業所等で販売可能とし、販売期間は問わない。
- ・令和6年8月下旬～11月上旬頃に、主催者にて味の蔵たけとよでの代行販売を予定しているので、希望者は後日申出ること。
- ・主催者は、公式認定グッズの売れ残りに対する補償は行わない。

9. 違反行為

下記の行為が判明した場合は、公式認定グッズの取り消しおよびその申込業者は販売を不可とし、HP等での公表を行う。

- ・申請商品とは異なる商品に無断で認定シールを貼付して販売した場合
- ・申請商品に認定シールを故意に貼付せず販売した場合。

- ・申請価格以上で販売した場合、もしくは販売しようとした場合
- ・無断で山車組に関わるものを引用した場合
- ・強制的な販売、強引な客引き等、消費者の迷惑となる行為をした場合
- ・その他、主催者が違反であると判断した場合

10. 公式認定グッズの認定を受けた者の責務

- ・粗悪品、欠陥品、品質低下、製品事故が起こらないよう万全の配慮を行うこと
- ・万が一、不良品等が発生し購入者、使用者に責任を問われた場合は、各申込者にて誠意を持って対応すること。また、必要があれば主催者へ報告すること

11. その他

この要領に定めることのほか、公式認定グッズに関し必要な事項については主催者が別に定める。